愛浜県内における自動車の最大規制に関する県条例

（平成二十二年四月十九日愛浜県条例第十五号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、狭窄（きょうさく）である愛浜県下の道路における危険を防止し、かつ、円滑な交通を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車および一般交通の用に供するその他の場所を言う。

二　車両（または車輛）　自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

三　路面電車　レールにより運転する車をいう。

四　愛浜県下　愛浜県の行政区画内にある市町村を指す。

（自動車の分類）

第三条　自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

（車両長さについての規定）

第四条　愛浜県下では、愛浜県知事の緩和認可を得ない限り、以下の車輛長さを超えて愛浜県下の道路を走行してはならない。（罰則第一七条）

一. 自動車（貨物車および牽引自動車、一般旅客運送に供する物を除く）十メートル

二. 貨物の運送または一般旅客運送に供する自動車　十二メートル

三. 貨物の運送または一般旅客運送に供する牽引自動車　十八メートル

四. 路面電車　二十メートル

五. 路面電車で、予め事業者が指定し、愛浜県の承認を得た路線を運行するもの　四十五メートル

（車両幅についての規定）

第五条　愛浜県下では、愛浜県知事の緩和認可（以下特認と略）を得ない限り、以下の車輛幅を超えて愛浜県下の道路を走行してはならない。

一．自動車（貨物車および牽引自動車、一般旅客運送に供する物を除く）二．一メートル
二．貨物の運送または一般旅客運送に供する自動車　二．五メートル
三．路面電車　二．五メートル

（車両高の制限）

第六条　愛浜県下では、愛浜県知事の緩和認可を得ない限り、以下の車輌高を超えて愛浜県下の道路を走行してはならない。（罰則第一七条）
すべての車輌　三．八メートル

（一時通行のための特認）

第七条　次の各号に該当する車両（以下特別車両と略）を、三日以内の期限に限り走行させようとする者は、走行を開始する日の一か月前までに愛浜県知事の特認を受けなければならない。
一．第四条から第六条に規定されている長さのいずれかを超えた車両

第八条　特認の申請は、以下の箇所で取り扱う。
一．愛浜県民および愛浜県に本社を置く事業者　居住地又は本社登記地を管轄する警察署
二．第一項に該当するもの以外　愛浜県各本支所

第九条　特認を受けた特別車両には、愛浜県知事の発行する緩和認可状（以下特認状と略）を、運行する際に特別車両のフロントガラス等の前面に貼付しなければならない。

第十条　愛浜県知事は、必要があると認めた場合、特別車両の走行に制限を設けて特認を認めることができる。

（定期運行のための特認）

第十一条特別車両を、一般旅客運送に供する目的で定期的に運行させようとする者は、走行を開始する日の一か月前までに愛浜県知事の特認を受けなければならない。

第十二条　特認の申請箇所は、第八条に準ずる。

第十三条　特認を受けた特別車両には、愛浜県の発行する特認状を、運行する際に特別車両のフロントガラスに貼付しなければならない。

第十四条　特認の有効期限は原則一か年とし、更新は失効の一か月前より受け付ける。なお、当該特別車両の車検期間満了が早い場合、車検満了までを有効期限とする。

第十五条　第七条及び第十一条で交付を受けた特認状の期限が失効した場合、車両保有者は速やかに返納しなければならない。

（罰則）

第十六条　不正に特認状の交付を受け、またはそれを知りながら特殊車両を運行した場合、個人の場合は二百万円以下、法人の場合は二千万円以下の罰金に処す。

第十七条　特認が失効した後も、引き続き特殊車両を運行した場合は、五十万円以下の罰金に処す。

第十八条　愛浜県知事の特認を得ず、または特認状を偽造した場合、二千万円以下の罰金に処す。

（施行）

第十九条　本条例は、平成二十二年六月一日より施行する。